

## 野洲市まちづくり基本条例推進委員会 会議要録

平成20年1月24日(木)

市役所本庁舎 第2委員会室

### 第1回 次第

#### 開会

#### あいさつ

##### (事務局)

委員の皆様方にはご出席いただきありがとうございます。只今から第1回野洲市まちづくり基本条例推進委員会を開催させていただきます。

会議の運営について、委員長が選出されますまで、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは次第に従いまして、野洲市長からご挨拶申し上げます。

##### (市長)

第1回の委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

野洲市まちづくり基本条例は、昨年10月1日に施行いたしました。この原点は、平成7年旧野洲町において提唱した「人権と環境」をまちづくりの土台とし、住民のみなさんとの「協働」を位置付けたことから始まり、その理念を共有することで、二町の合併が成就できたものではないかと考えているところです。

また、条例の策定の過程につきましても、多くの方に関わっていただき、まちづくりの基本的な事項を定め、その行動や判断の規準となる最高規範として明文化することができました。

地方主権が叫ばれ、地域間競争の時代の流れのなかで、地域力が試されており、なかでも市民の活力の発揮如何が今後のまちの未来を左右するといっても過言ではないと考えています。

国が定める法律や他の条例は、市民のみなさんの権利などを規制することや制限することが多いものですが、この条例は、市民の活動の成果を形にし、更に多くの市民に参加をいただき、まちの将来を見据えて「私たちのまちは私たちのために、私たちが自らつくる」ことを実現しようとするものであります。みなさんの知恵と力をまちづくりに生かすことについて大いに期待するところであります。

この条例は作ってからが重要であり、野洲市の未来につながる凝縮された要素を一つずつ着実に実現させていくとともに、市民のみなさんで育てていただきたいと思います。

本日お集まりいただきましたみなさんには、この条例を守り育て、その実効性を高めていただくために、条例の運用について諮問をさせていただくものです。後ほど担当から詳しく説明がありますが、まちづくりを担っていただいている委員それぞれのお立場

からのご意見をいただき、十分にご審議をいただきたいと思います。

## 自己紹介

(事務局)

配布資料の1ページの野洲市まちづくり基本条例推進委員会規則に基づき、公募による市民、市民活動団体の代表者、自治会の代表者、事業者の代表者、その他市長が適当と認める者の5つ区分からそれぞれお2人ずつの委員のみなさんを選任させていただいたところであり、名簿は2ページに掲載しております。任期については、2年間として平成21年12月31日までと定めています。

それでは、名簿の順に自己紹介いただきたいと思います。

～名簿順に、所属と氏名を各委員から自己紹介、その後事務局職員の自己紹介～

## 会議の内容

(事務局)

それでは会議の内容に入ります。

### 1. 委員長・副委員長の選任について

(事務局)

委員会規則第4条に基づき、委員長は委員の互選によって定めるものとしております。この件についていかがでしょうか。ご意見をお願いします。

(委員)

選考委員会を設置して選任するよりも、名前を挙げさせていただいてお願いをしてよいのではないかと思います。

私は、前総合計画審議会の会長であり、駅前自治会の会長さんでもある喜多委員さんが一番の適任者ではないかと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

只今、喜多委員を委員長にというご意見を頂戴いたしました。委員長をお願いするということでもよろしいでしょうか。

～異議なしの声多数～

(事務局)

それでは喜多委員におかれましては、委員長ということでもよろしく申し上げます。

(委員長)

ご指名をいただきましたが、前まちづく基本条例検討委員会の河本さんに副委員長をお願いするというので、お受けしたいと思います。

(事務局)

委員長をお決めいただいたところ、委員長より河本さんを副委員長にというご発言がありました。よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

(事務局)

それでは、委員長に喜多委員さん、副委員長に河本委員さんということでよろしくお願ひします。

これから審議に入っていただくわけですが、市長から委員長に対しまして、諮問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

(市長)

課題を提示させていただき審議をいただくということで、諮問させていただきます。

～市長が諮問書を読み上げ、喜多委員長へ手渡す～

(委員長)

2年間という期間ですが、重要な課題をいただき、がんばりますのでよろしくお願ひします。

当時、総合計画を審議させていただいた折、実際に計画を動かしていくためには、まちづくり基本条例が必要だと実感しました。条例がようやく制定され実行することとなりましたが、副委員長さんには条例の検討委員として参画いただいておりますので、当時の策定の背景などについてお力添えをいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

本市の条例施行に際して開催されましたフォーラムでも駅前自治会として発表させていただきましたが、本市の条例は、300以上ある市民活動団体があり、その市民活動が土台になっているということです。他市の例では条例を作ってからまちづくりを実践していこうということが多く見受けられますが、本市では、多くの市民のみなさんによるボランティアや市民活動があったおかげでこのまちづくり条例が制定できたということをも、まず、共通認識いただいたうえで議論に入っていきたいと思ひます。全国的にみても、よく似た条例がありますが、野洲市は野洲独自のものとして育てていきたいと思ひます。

また、「まちづくり」というとハードのまちづくりを想定してしまひますが、目に見えない「ソフトのまちづくり」について、みなさんからご意見をいただければよいのではないかと考えています。

条例が施行されましたが、市民のみなさんにまだまだ知られていないところもありま

す。推進委員会が設置され、もっとエネルギーをかけて、なぜ条例をつくったのか、この「なぜ」という点を市民のみなさんにわかりやすく説明していく必要があると思います。委員のみなさんとともに条例 PR についても話し合っていければと思います。

さらに私たち市民は、知らない情報がたくさんあります。行政側の責任として保有するまちづくりの情報を知らせていただくことで、まちづくりへの住民の参加につながるものであると思います。

先ほど、市長から諮問を受けましたが、この推進委員会は、市長からの課題、諮問を受けて審議するものです。諮問という枠組みがあるなかでの審議となりますが、提示された課題に対する議論のなかでは必ず関連した意見が出てきますので、そうしたことも含めて加えて市長へ答申していきたいと思います。

諮問の第1点目は、市民活動の促進に向けた寄附金による基金の設置と市民活動支援制度について、第2点目は、住民投票制度の必要な事項についてであり、いずれも非常に意義のある重要な課題であると認識しております。みなさんの英知を結集して審議していきたいと思います。

一番大切なことは我々の使命を委員のみなさんと共有していくことであると思いますので、ご遠慮なくご意見をいただきたいと思います。

(事務局)

委員長。

審議をいただきます前に、この委員会の会議については、原則公開とさせていただければと思いますので、ご確認をお願いします。

(委員長)

この推進委員会は、市長から委嘱を受けた委員で構成されたものであり、市民のみなさんに広く情報を公開してくるものであると考えますので、会議については原則公開とさせていただきたいと思います。

また、併せて会議録の公開については、ご発言いただいた委員のお名前を掲載しないものとしていきたいと思いますので、ご了承ください。

～異議なし～

## 2. 野洲市まちづくり基本条例について

(委員長)

野洲市まちづくり基本条例について、事務局から説明願います。

～事務局から条例パンフレットを基に全8章、30条の趣旨について説明～

(委員長)

簡単に言いますと、市民のまちづくりの憲法であり、何か問題があるときにこの条例に照らしてどうか、紐解いていければよいのではないのでしょうか。そのためには、市民のみなさんにどうやってもっと理解していただけるか、だと思えます。例えば子どもたちにはどうだろうか、働いている人にはどうだろうか、といったように分解して翻訳的なものができればよいのではないかと思います。

次に、諮問内容及びスケジュールについて事務局から説明願います。

### 3. 諮問内容及び審議スケジュールについて

～事務局から諮問書の写し及びスケジュール案について説明～

(委員長)

任期が2年であり、スケジュールとの関係について説明願います。

市長からの諮問は、寄附金の条例、住民投票制度についての二点です。市民活動を一層促進するために、その資金について寄附金を募って基金を設置しようということとはよく理解できるものですが、住民投票制度については、市議会でも多くの議論があったように、これほど重要な問題を委員会において、このスケジュールで答を出すということが物理的に可能なかどうか、時間がないから結論を出していかないといけないということではなく、慎重に議論していきたいと思えます。行政、市議会とも意見交換をしていくなかで、場合によってはもう少し審議が伸びることも念頭に置いておく必要があると思えます。

(委員)

事務局提示のスケジュールで、議会提案の時期は、基金条例は6月、住民投票条例は9月となっているため、その前に市長に答申するわけですが、その後はどうするのでしょうか。スケジュール案にある制度の周知等も委員会としての役割なのかどうか。

(委員長)

委員の任期は2年で、現時点では二つの課題を諮問という形でいただいたもので、後は何を議論するのか、というご質問ですが。

(事務局)

まちづくり基本条例の見直しは4年を越えない期間という規定があります。まずはこの4年が区切りになりますが、最初から4年間という期間を委嘱させていただくということではなく、その半期である2年とさせていただいたもので、市の他の審議会の委員任期も概ね2年であることから、任期を設定させていただいたものです。

また、委員会は市長の諮問機関であることから、現時点の課題について市長から諮問させていただいたものです。審議が満了した時点で、その次に具体的に議論いただく課

題があるのか、どうか、については現時点では明確ではありません。

(委員長)

もう少し、この二年間の任期ということについては、次回委員会に市の考え方としてお話しただければどうかと思います。

(委員)

委員会は、市長の諮問しかできないこととなっているが、それ以外に例えば市民のなかから意見があって、検討するということはできないということですね。

議会ではその権限において議論ができるのではないかと思います。市民の提言を受けて委員会が議論することも必要な規定ではなかったか、と思います。もし、必要であればこの4年間のなかで見直していくこともあるのではないのでしょうか。

(委員長)

まちづくりへの参加ということは規定されていると思いますが、推進委員会は、市長からの諮問に応じて審議するものですが、委員会からの提言はできないものであり、幅が狭いものであることは個人的にも実感しています。

市民活動を支援するための寄附金についてですが、寄附が集まらなかったらどうするのかということもあると思いますが、その成果を納得していただかないといけないのではないのでしょうか。この議題は、次回の会議の議題となりますが、あらかじめご意見をいただければどうかと思います。

また、委員会の議論経過も市から議会へもご報告なされるということも聞いていますし、みなさんが議論して意見をいただきやすいように、資料を事前にお届けしたいと思っています。

(委員)

資料は、事前にはいただければと思います。十分な議論ができると思います。

(委員長)

会議資料は、事務局から1週間前を目途にお届けできるようにしていきたいと思っています。

(委員)

基金による市民活動の支援制度は、全国的にも先行事例があると思うので、そうした資料を事務局で準備いただきたいと思っています。

(委員長)

本市のまちづくり条例に似通ったところの事例についても、事務局で準備しお届けいただきたいと思っています。

住民投票制度については、2月、3月は検討の準備期間としたいと思っています。議会ともご相談もあるでしょうし、勉強会も必要ではないかと思っています。

また、参考として住民投票制度について議会で議論がなされた内容についても情報提

供していただきたいと思います。これまでの議論を踏まえたうえで、委員会で検討していきたいと思います。

また、市の各種計画がどのように進んでいるのかということも総合的にみて議論していくことも必要かと思しますので、そうした経過も提示いただければと思います。

以上でよろしいでしょうか。

～異議なし～

#### 4. その他

(委員長)

2月の次回会議の予定については、事務局から各委員に調整をいただきたいと思いません。

少し時間をいただいて、みなさんから、お気軽にご発言いただければと思います。

(委員)

寄附金による基金条例についてですが、昨年から工業会でも寄附について議論がありましたが、会としては、なかなかまとまりませんでした。やはり、事業者が寄附をするためには目的がはっきりしたものでないといけなと感じました。寄附したことで、こういう成果が出るんだというはっきりとした説明が必要ではないかと思ひので、知恵を絞っていただければと思います。

(委員)

数年いろんな活動をしていますが、やはり目的が明確でないといけなと思います。

寄附金は単なる浄財ということではないので、寄附する目的が、社会性を持った市民活動への支援であり、まちづくりを目標としたものであることをわかりやすい表現で明解にしないとけなではないのでしょうか。額が少なくても寄附口数が多くなるような寄附金制度ができればよいのではないかと思ひます。

(委員)

目的がはっきりしないとけなですね。自治会でも歳末助け合い運動などの募金にかかわっているが、強制はできないものなので、集めやすいようにしていくことが大切です。

(委員)

自分たちの会の勉強会で、基金制度のことも勉強したことがあり、市民税の1%を財源に市民活動を支援している他市の制度があります。おもしろい事例ですが、運用の仕方についても課題があると聞いたので、それ以外の先例も事務局で調べていただきたい。

(委員長)

先例では、自慢できるところとそうでないところを確認しておくことも必要ではないかと思ひます。

私たちのこの委員会の審議では、議論をした結果できなかったということではなく、

制度を進めていくという視点で議論をしていきたいと思います。

最後に、我々の委員会として審議するために勉強するための予算についてどうか、事務局で検討いただきたいと思います。

それでは、最後になりましたが、委員のみなさんとともにがんばっていききたいと思いますので、よろしくをお願いします。

閉会とします。

閉会 (15:10)